

第2回幕別町議会臨時会

議事日程

平成28年第2回幕別町議会臨時会
(平成28年11月4日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
15 谷口和弥 16 千葉幹雄 17 寺林俊幸
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第3 報告第14号 専決処分した事件の報告について
（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第4 承認第6号 専決処分した事件の承認について
（幕別町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 陳情第6号 忠類振興公社経営に関する陳情書
- 日程第5の2 閉会中の継続審査の申し出（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第89号 平成28年度幕別町一般会計補正予算（第5号）

会議録

平成28年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成28年11月4日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 11月4日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 総 務 部 長 菅野勇次
住 民 福 祉 部 長 境谷美智子 教 育 部 長 山岸伸雄
経 済 部 長 田井啓一 建 設 部 長 須田明彦
札 内 支 所 長 坂井康悦 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
政 策 推 進 課 長 山端広和 総 務 課 長 武田健吾
地 域 振 興 課 長 小野晴正 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
会 計 管 理 者 原田雅則 農 林 課 長 萬谷 司
土 木 課 長 寺田 治 防 災 環 境 課 長 天羽 徹
住 民 生 活 課 長 山本 充 保 健 課 長 合田利信
福 祉 課 長 新居友敬 税 務 課 長 川瀬吉治
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
15 谷口和弥 16 千葉幹雄 17 寺林俊幸

議事の経過

(平成28年11月4日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） ただいまから、平成28年第2回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、15番谷口議員、16番千葉議員、17番寺林議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。
ここで町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
飯田町長。

[行政報告]

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、先月末現在におけます台風7号、11号、9号、10号による被害の状況と被災者に対する支援や災害復旧の取り組み状況などにつきまして、ご報告をさせていただきます。

初めに、台風による被害の状況について申し上げます。

住家等の被害状況についてであります。台風7号と台風10号の影響を受け、住家については、全壊7件、大規模半壊6件、半壊20件、床下浸水18件の計51件、店舗や事務所などの非住家については、大規模半壊2件、半壊12件、一部損壊7件、床下浸水3件の24件で、住家・非住家合わせて合計75件の建物被害がありました。

次に、農業の被害状況についてであります。

8月17日の台風7号による被害状況は、農作物については、デントコーンやスイートコーンなど、主に強風による倒伏被害が350.2ヘクタールで発生し、このほか冠水などの被害を加えますと、合計で369.3ヘクタールとなっております。

また、強風による倒木で忠類全域と幕別地区の一部で停電した影響により、生乳950キログラムが廃棄となったほか、営農施設では、ビニールハウス15棟が破損、車庫・倉庫・牛舎22棟でシャッターや屋根が損壊いたしました。

8月30日の台風10号では、豆類60.6ヘクタール、パレイショ59.0ヘクタール、てん菜52.5ヘクタール、タマネギ33.0ヘクタールなど合計290.2ヘクタールが冠水被害を受けており、圃場により収量のばらつきはありますが、滞水が長引いた圃場では、平年の3割程度の収量にとどまるものと予測

されております。

農業施設につきましては、明渠排水路や南勢牧場内の管理用道路など、100カ所を超える施設が被災し、緊急度の高いものから順次、復旧工事と土砂のしゅんせつを実施しており、現在の進捗状況は約35%で、年内の完了に向け工事を進めているところであります。

次に、商工業と宿泊業の被害状況についてであります。

初めに、商工業の被害につきましては、台風7号の強風による倉庫屋根の破損が1事業所、台風10号による建物の浸水被害や商品の被害が15事業所となっております。

また、宿泊業の被害につきましては、これまでの台風の影響を受け、3事業所において宿泊のキャンセルが401人、宴会や食事のキャンセルが130人でありましたが、現在はキャンセルもなく、平常どおりの営業に戻っているとのことであります。

次に、土木・公園施設の被害状況についてであります。

町道は、39路線51カ所が被災し、このうち21カ所の復旧が完了しているところであります。

残る30カ所のうち、西猿別地区の途別新川線につきましては、現在も片側交互通行となっておりますが、先月25日に国の災害査定を終えたことから、今後、国の補助事業であります公共土木施設災害復旧事業により、工事発注を行う予定としております。

このほかの被災箇所につきましても、一刻も早い復旧に向け対応に努めているところではあります。十勝管内を襲った台風による被害は甚大であり、町内の測量設計業者や工事施工業者においても、管内全域にわたる被災地の復旧事業に追われ、受注体制が整わないため、被災箇所の復旧におくれが生じているところであります。

今後、被災箇所の状況を見きわめ、速やかな復旧対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、公園施設の被害状況についてであります。

猿別川の増水に伴い被害を受けたパークゴルフ場のサーモンコースとつつじコースは、10月中旬の再開を目指し復旧作業を進めておりましたが、たび重なる降雨の影響でコース内のぬかるみが一向に改善されないことから、今シーズンの再開を見送り、現在、来春のオープンに向け、芝のメンテナンスとコースの排水機能改善のため暗渠工事等のコース整備を行っているところであります。

また、幕別運動公園内の陸上競技場とソフトボール球場については、猿別川の水位上昇に伴う内水氾濫により冠水被害を受けたところでありますが、被害はほとんどありませんでした。

札内川河川緑地につきましては、札内川上流域に降った大雨の影響により、急激に水位が上昇し、サッカー場や野球場、パークゴルフ場の「はらっぱ36」コースなどが、濁流の影響により甚大な被害を受けたところであります。

これまでに、国の公共土木施設災害復旧事業申請を行うため、現地の調査や測量、設計図面の作成、工事費の算定等を行い、一昨日（11月2日）に国の災害査定を終えました。

今後、公共土木施設災害復旧事業を活用し、3カ年で復旧を行う計画であります。

次に、住家の被災者に対する支援策の取り組み状況について申し上げます。

初めに、災害見舞金の支給、町税の減免等の対応についてであります。

災害見舞金の支給につきましては、台風7号、10号を合わせますと、床上浸水のあった40世帯の方々に対し支給を終えるところであります。

なお、このうち、幕別町に住民票のある37世帯の方々に対しましては、北海道からも被害に応じて総額386万円の住家被害見舞金が交付される予定であり、現在、手続を進めているところであります。

このほか、生活必需品につきましても、ご希望をお伺いした上で17世帯にティッシュや食器などを配付したところであります。

次に、町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの減免につきましては、対象者全ての減免手続を終えたところであります。

平成28年度分の減免額は、固定資産税が32件69万4,400円、町道民税26件107万1,900円、国民健康保険税16世帯39万3,700円、後期高齢者医療保険料19人38万4,100円、介護保険料30人

54万4,500円で、総額では308万8,600円となっております。

また、介護保険のサービス利用者負担額の減免については、今後のサービスの利用状況によって変動もありますが、およそ28万6,000円と試算いたしております。

なお、災害被害者の方々に対しましての減免措置は速やかに実施しなければならないことから、9月24日付で幕別町税条例等の一部を改正する条例について、専決処分いたしましたことをご理解いただきたいと思っております。

次に、水道料金の助成や各種手数料等の減免についてであります。

水道料金の助成手続きにつきましては、浸水地域内の住家や倉庫など水道メーターごとに申請をいただき、10月末現在、39件の手続きを終えており、助成額は25万6,476円となっております。

また、各種手数料等の減免につきましては、給水装置工事に係る手数料が2件4万200円、住宅の建てかえに伴う建築確認申請手数料等が1件1万9,000円となっております。

次に、災害ごみの処理状況についてであります。

9月30日までの定期回収により、被災地区における大半のごみの回収を終えておりますが、10月以降は個別の回収依頼に基づき、随時、職員が収集を実施しております。

収集したごみは、現在、車両センターを集積場として、分別後、最終処分場へ運搬しておりますが、10月末現在でおよそ5割程度の進捗状況となっております。

これまでのごみ処理量につきましては、可燃ごみが54.55トン、不燃ごみが84.82トン、廃家電が80台、廃タイヤが200本、漂流タマネギが93トンとなっております。

12月中旬までには全ての処理を終える予定としており、最終的には可燃ごみが80トン、不燃ごみが120トンになるものと予測しております。

なお、これらの支援策のうち、見舞金と災害ごみの処理運搬経費については、当初の見込みから相当程度ふえましたことから、本日、所要の補正予算を提案させていただいたところであります。

次に、災害救助法に基づく住宅応急修理と住宅室内や床下・敷地の消毒等の対応についてであります。

半壊以上の住宅の補修に対して補助される住宅応急修理につきましては、床の張りかえや給湯・暖房機の購入、便器など衛生設備の取りかえ等、10月末現在17件の申請があり、補助総額は977万9,988円となっております。

なお、工事完了期限を11月30日としておりますが、現在5件の相談を受けていることから、さらに申請件数はふえるものと考えております。

次に、住宅室内や床下・敷地の消毒、し尿収集の対応についてであります。

住宅室内や床下・敷地の消毒につきましては、10月末までに延べ61件が終了し、また、し尿収集につきましても24件の収集を実施しており、ほぼ完了いたしております。

次に、被災者生活再建支援法の適用と義援金の受け付け状況についてであります。

初めに、被災者生活再建支援法の適用についてであります。

本町については、10月5日付けで被災者生活再建支援法の適用を受ける区域として決定を受けたところであり、都道府県が拠出する基金と国の補助金を原資として、住宅が全壊または大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、生活再建の一助として最大で全壊が300万円、大規模半壊250万円の支援金が支給されることとなっております。

申請窓口につきましては町が行うこととなっていることから、現在、対象となる13件の世帯に対し個別に訪問し、申請を受け付けているところであります。

次に、義援金の受け付け状況についてであります。

町では、1回目の受け付けを9月23日から11月30日までの間としておりますが、現在、北海道の配分も合わせ、およそ1,000万円が寄せられており、今後、配分委員会により配分方法を決定し、来月早々には皆さんの温かい善意を被災者の方にお届けしたいと考えております。

次に、台風被害に対する今後の対策について申し上げます。

初めに、農業被害に対する支援策についてであります。

農業被害に対する支援策につきましては、被害状況の把握とその対策について、各農協と協議を重ねてきたところであります。

本町におきましては、幸いにして大規模な表土流出など、来年以降の営農に大きな支障を来す被害が発生しなかったことから、来年の再生産が円滑に進められる対策に力点を置き、検討してまいりました。

現時点で対策の柱として考えておりますことは、一つに農地の排水性向上対策、二つに被災した農業施設、農機具の復旧であります。

一つ目の農地の排水性の向上対策につきましては、現在、町単独施策として実施しております農用地排水改善対策事業のメニューの拡大と補助率のかさ上げであります。

二つ目の農業施設、農機具の復旧につきましては、国の被災農業者向け経営体育成支援事業をベースとした補助率のかさ上げであり、いずれの事業も、今後、農協との詰めを行い、来る第4回町議会定例会に関連予算の提案をさせていただきたいと考えております。

次に、中小企業者等の被害に対する支援策についてであります。

今回の一連の台風等により被害を受けた事業者の早期復旧と経営の安定を図るため、北海道の中小企業総合振興資金のうち、経営環境変化対応貸付の災害復旧資金を借り受けた中小企業者等に対し、利息と保証料を補助する方向で検討を進めているところであります。

次に、猿別水門のふぐあいに係る原因調査と今後の改善に向けての取り組みについてであります。

帯広開発建設部におきましては、9月27日に浸水被害区域の町民を対象とした第1回説明会を実施し、内部調査に基づいた経過説明などを行ったところでありますが、水門のふぐあいが発生した原因の特定ができなかったことから、引き続き調査を行い原因の解明を行っております。

また、浸水区域の関係公区長や公区役員、住民に直接面談し当日の浸水状況や経過などについて聞き取りを行うとともに、猿別水門のふぐあいにより閉扉操作がおくれたことによる影響を算定するため、浸水区域内で浸水水位の確認測量を行っております。

帯広開発建設部は、第1回説明会におきまして次回説明会を10月中に開催したいと説明していましたが、操作おくれによる影響の算定や算定した結果の検証のため学識者に助言を依頼する予定とお伺いしているところであり、これらの算定や検証に時間を要しており、10月中に説明会の開催はできないとの報告を受けたことから、被災された方には町を通じて延期のお知らせをさせていただきました。

町といたしましては、帯広開発建設部に対し一刻も早く操作がおくれた原因を究明するとともに、浸水への影響と今後の対策について説明できるよう、要請しているところであります。

さらに、再びこのような被害が発生することを防ぐために、猿別水門に旧途別川の河川水を排水するための排水機場の設置を要望するとともに、猿別川の流下能力向上を図るため、猿別川河床の床下げと河道内に繁茂する雑木の除去、猿別水門における猿別川と旧途別川の水位情報を町も共有できる設備の設置や、猿別水門が閉扉した場合の内水被害を軽減するために排水ポンプを設置する「釜場」の整備について、帯広開発建設部を初め各方面に要請したところであります。

このうち、雑木の除去につきましては、JR根室線猿別鉄橋下流側から止若橋までの区間は、年度内に完了する予定となっており、河床床下げは一部着手していただいておりますが、さらなる流下能力の改善に向けて早急に取り組んでいただけるよう、重ねて要請してまいります。

また、旧途別川を管理する十勝総合振興局に対しましても、旧途別川の河床床下げや河道内に繁茂する雑木の除去など、河川の流下能力の向上対策の実施を要請してまいりたいと考えております。

次に、町内の河川に設置されている樋門等の点検についてであります。

町では、被災後直ちに町内に設置されている全ての樋門、樋管107カ所の被災当日の操作状況を各操作員に確認するとともに、点検を実施いたしました。

その結果、全ての施設においてふぐあいはなく、適正に点検管理されていることが確認されたこと

ろですが、一部の施設では、堤防の天端の幅員が狭く、自動車の転回場がないことや、堤防に繁茂した草木が支障となり樋門に向かうことができないなど、特に夜間の操作において、危険を伴うことがわかり、操作ができなかった13カ所の施設を確認いたしました。

このことから、河川管理者に対し、樋門操作の安全確保のため、堤防天端の拡幅や自動車の転回場の設置や照明灯の設置などの施設整備、堤防の適正な維持管理の実施などを要請してまいります。

また、河川の流下能力を改善し、降雨時の水位を下げることで洪水被害を防止するために、樋門樋管の吐き口部分の土砂の除去や河床の床下げ、河道に繁茂する雑木の除去などにつきましても、要請してまいりたいと考えております。

台風10号による大雨では、河川上流域で特に降水量が多かったことによる影響を受け、雨の降り方から予想される以上に各河川の水位が大きく上昇いたしました。

このため、樋門操作員が操作に出動する時期の判断が難しかったと考えられることから、今後は、各樋門操作員や公区との間で降雨や河川水位の状況、上流の利水施設の操作状況などの情報を共有し、適切な操作を行える体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

また、先月28日には役場関係部署の職員に対し、樋門操作の研修を実施したところであり、操作員に対しても定期的に樋門操作の研修会を実施し、点検管理や操作技術の向上を図り、水害の発生防止に努めてまいります。

次に、株式会社幕別町地域振興公社が運営する札内川ゴルフ場の復旧について申し上げます。

札内川ゴルフ場は、札内川の河川敷地を有効活用し、平成元年5月にオープンしたものであります。

当時、国は河川敷の緑地計画を積極的に推し進めていこうとする姿勢を打ち出しておりましたことから、十勝川水系の河川敷につきましては、広域的な利用を目的に、早くから帯広圏で河川緑地として都市計画決定を受け、帯広市を初め、音更町、芽室町においても河川敷の利用計画を策定し、逐次整備を行ったところであります。

また、本町の札内地区には、総合公園、運動公園等の公園施設が未設置であり、これら施設整備の早期実現について、地域住民から強く要望がなされていたところであり、その一環として札内川ゴルフ場の造成を行ったところであります。

ゴルフ場の造成に当たりましては、昭和62年7月に第三セクターである株式会社幕別町地域振興公社が設立され、管理運営を含め同公社が担うこととなったところであり、当時の公社の出資金総額は8,000万円で、町の出資額は4分の1の2,000万円、平成2年の練習場の造成や管理棟の建設時に同額を増資し、その後、現在までに、町として総額で7,700万円の出資を行っております。

札内川ゴルフ場は、本年8月の台風10号の大雨に伴う札内川の増水により、グリーンの流出やフェアウエー、バンカーなどへの流木や土砂による埋塞等、大規模な被害を受けました。

その被害額は当初約2億円とお聞きしておりましたが、その後の職員やボランティアによるゴルフ場内の流木や瓦れきの除去作業、あるいは河川管理者である帯広開発建設部との支援に係る協議を経て、復旧に要する費用を約1億3,300万円までに縮減する努力をされたと同っております。

また、被災後には、町民を中心とした愛好者による札内川ゴルフ場の復旧・再開を求める署名活動が行われ、既に6,000筆を超える署名が集まっており、このような中、去る10月21日に同公社から町に対して、ゴルフ場存続に係る支援として増資の要請を受けたところであります。

町といたしましては、その要請を受け、札内川ゴルフ場の町財政に対する効果や地域住民に果たす役割などを踏まえ、支援のあり方について検討を進めてまいりました。

本町に札内川ゴルフ場があることによって受ける財政効果といたしましては、一つ目として、道税として利用者から徴収されるゴルフ場利用税の7割が所在市町村に交付されるゴルフ場利用税交付金の収入、二つ目として、都市公園として算定される地方交付税の収入、三つ目として、ゴルフ場のオープン以来、利用者からの利用料金の一部を原資として町に寄附があり、現在の「まちづくり基金」の一部である「河川緑化整備事業基金分」としての基金造成が挙げられます。

供用開始の平成元年度から27年度までの財政効果を累計で申し上げますと、ゴルフ場利用税交付金

につきましては約2億3,000万円、地方交付税の増加分が約4億6,000万円、河川緑化整備事業基金分が約7,800万円、合計で7億6,800万円に上ります。

これらをもとに今後の財政効果を考えた場合、1億3,000万円の増資を行ったとしても、ゴルフ場利用税交付金と地方交付税の増加分の収入により、5年ほどで回収できるものと推計される場所があります。

また、近年の利用者の状況を見ますと、札内川ゴルフ場はパブリックということで、低料金のスポーツとして健康維持の手段として手軽に楽しめるものでありますことから、5年前の平成23年の2万9,786人から平成27年の3万2,478人と、練習場の利用者も平成23年の3万3,290人から平成27年の4万4,016人と、ともに増加傾向にあります。

また、利用者のうち65歳以上の高齢者が占める割合も高く、高齢者福祉や健康増進に寄与する側面や、都市公園全体として地域住民の皆さんに緑あふれる憩いの場を提供する役割もあるものと考えております。

加えて、町民の雇用や町外から訪れる利用者の経済的な波及効果も見込まれる場所であり、これら、これまでのまちづくりに対する貢献度や今後の貢献への期待など、さまざまな観点から総合的に勘案した結果、株式会社幕別町地域振興公社への支援をすべきと判断いたしましたところであり、関係予算並びに公社の当面の運転資金の借入れに対する損失補償を本臨時会に提案させていただいたところでもあります。

以上、台風による被害の状況と被災者に対する支援策や災害復旧の取り組み状況などにつきましてのご報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、報告第14号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第14号、専決処分した事件の報告につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので報告するものであります。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第8号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成28年10月19日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成28年9月18日午前8時40分ころ、幕別町札内桂町569番地73、桂町北公園において、協働のまちづくり事業として公園管理の委任を受けている公区が、刈り払い機を使用し公園の草刈り作業を行っていたところ、飛び石により道路を走行中の相手方車両の左後方サイドガラスに損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、4万7,844円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、幕別町在住の女性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 14 号を終わります。

[承認]

○議長（芳滝 仁） 日程第 4、承認第 6 号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。
説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第 6 号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものであります。

議案書は 3 ページ、議案説明資料は 1 ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分の内容につきましては、平成 28 年 8 月に発生した台風 7 号及び台風 10 号による災害被害者に対する支援策として、個人町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免を速やかに実施するために、平成 28 年 9 月 24 日付で「幕別町税条例等の一部を改正する条例」を定めたものであります。

改正する条例の主な内容につきましては、個人町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料に関して、災害被害者に対する減免の特例を設けるものであります。

議案説明資料の 9 ページをごらんください。

「幕別町税条例等の一部を改正する条例の概要」について記載したものであります。これにてご説明申し上げます。

第 1 条関係は、幕別町税条例関係についてであります。

初めに、「個人町民税」についてであります。

事項 1 番の「個人町民税の減免対象の追加」について、関係条項は町税条例第 51 条第 1 項の改正部分になります。

改正内容は、減免対象に天災その他の災害により特に著しい被害を受けた者を追加することです。

次に、事項 2 番の「平成 28 年台風 7 号及び台風 10 号による災害被害者に対する個人町民税の減免」について、関係条項は町税条例附則第 28 条の追加部分になります。

改正内容は、減免対象となる税額については平成 28 年度の個人町民税年税額の 4 分の 3 の額とし、減免割合についてはこの表のとおりであり、合計所得金額や住宅の損害の程度により 8 分の 1 から全額までの範囲で減免を行うものであります。

また、減免申請書の提出期限については、条例本則で納期限前 7 日前までと規定されていますが、平成 28 年 12 月 22 日まで延長する特例を設けるものであります。

10 ページをごらんください。

次に、「固定資産税」についてであります。

事項 1 番の「平成 28 年台風 7 号及び台風 10 号による災害被害者に対する固定資産税（家屋）の減免」について、関係条項は町税条例附則第 29 条第 1 項の追加部分になります。

改正内容は、減免対象となる税額については平成 28 年度第 2 期から第 4 期までの固定資産税の額とし、減免割合についてはこの表のとおりであり、家屋の損害の程度により 10 分の 6 から全額までの範囲で減免を行うものであります。

減免申請書の提出期限については、個人町民税と同様に平成 28 年 12 月 22 日までとするものであります。

事項 2 番の「平成 28 年台風 7 号及び台風 10 号による災害被害者に対する固定資産税（償却資産）の減免」について、関係条項は町税条例附則第 29 条第 2 項の追加部分になります。

改正内容は、減免対象となる税額については 1 番の家屋と同様に平成 28 年度第 2 期から第 4 期まで

の固定資産税の額とし、減免割合についてはこの表のとおりであり、所有する全ての償却資産の損害の程度により10分の6から全額までの範囲で減免を行うものであります。

また、減免申請書の提出期限については、個人町民税と同様に平成28年12月22日までとするものであります。

11ページをごらんください。

第2条関係は、幕別町国民健康保険税条例関係についてであります。

税目名は、国民健康保険税であります。

事項1番の「平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する国民健康保険税の減免」について、関係条項は町国民健康保険税条例附則第23項から第26項までの追加部分になります。

改正内容は、減免対象となる税額については平成28年8月分から平成29年7月分までの国民健康保険税の額とし、減免割合についてはこの表のとおりであり、合計所得金額の合算額及び損害の程度により8分の1から全額までの範囲で減免を行うものであります。

また、減免申請書の提出期限については、個人町民税と同様に平成28年12月22日までとするものであります。

次に、第3条関係は、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例関係についてであります。

税目名は、国民健康保険税であり、改正内容は文言の整理であります。

先ほど説明いたしました第2条関係の町国民健康保険税条例附則第23項から第26項までの追加部分について、昨年5月の第1回臨時会において議決をいただき、平成29年1月1日から施行される予定である「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」との関係により、項の番号がずれることから、項の番号や文言の整理をするものであります。

12ページをごらんください。

第4条関係は、幕別町総合介護条例関係についてであります。

料目名は、介護保険料であります。

事項1番の「平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する介護保険料の減免」について、関係条項は町総合介護条例附則第17条の追加部分になります。

改正内容は、減免対象となる介護保険料額については平成28年8月分から平成29年7月分までの介護保険料の額とし、減免割合についてはこの表のとおりであり、合計所得金額及び損害の程度により8分の1から全額までの範囲で減免を行うものであります。

また、減免申請書の提出期限については、個人町民税と同様に平成28年12月22日までとするものであります。

次に、議案書の8ページをごらんください。

附則についてであります。本条例における施行期日を公布の日からとし、平成28年8月17日に遡及して適用するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

[陳情付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第5、陳情第6号、忠類振興公社経営に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第6号、忠類振興公社経営に関する陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで、総務文教常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10:42 休憩

10:57 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程]

○議長（芳滝 仁） ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり、総務文教常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出が提出されました。この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の申し出を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[閉会中の継続審査の申し出]

○議長（芳滝 仁） 日程第5の2、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長より、ただいま委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第6、議案第89号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第89号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第6、議案第89号、平成28年度幕別町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 89 号、平成 28 年度幕別町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5,187 万 3,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 162 億 5,937 万 1,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

4 ページになります。

「第 2 表 債務負担行為補正」であります。

追加であります、「株式会社幕別町地域振興公社」は、同公社が運営する札内川ゴルフ場の再開に向けて、今後の管理運営に要する事業資金として金融機関から 4,000 万円の融資を受ける予定であります。

その借入資金の返済に関して、同公社が返済できなくなった場合、貸付金融機関は損失をこうむることになるので、融資が円滑に行われることを目的として、その損失について町が補償することを担保するものであります。

なお、債務負担行為の期間につきましては、同公社が借入れを行う平成 28 年度から返済期限である平成 39 年度までとし、限度額につきましては、借入元金の「4,000 万円とその利息」とするものであります。

それでは、初めに歳出からご説明を申し上げます。

6 ページをごらんいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、15 目諸費 1 億 3,000 万円の追加であります。

札内川ゴルフ場は、台風 10 号による河川の増水に伴い浸水被害を受け、現在、営業を休止しているところであります。同ゴルフ場を運営する「株式会社幕別町地域振興公社」が平成 29 年秋口からの再開に向けた本格的な復旧工事に取り組む方針であり、その復旧工事に要する経費の財源として株式の増資を予定していることから、町としては 1,300 株分を上限とした出資を行おうとするものであります。

次に、3 款民生費、3 項 1 目災害救助費 2,187 万 3,000 円の追加であります。

13 節につきましては、台風 10 号に伴う災害ごみが当初想定していた量よりも多いことから、今後、ごみの運搬、分別に必要な経費を追加するものであります。

20 節につきましては、災害見舞金の対象世帯が 30 世帯から 40 世帯になりましたので、所要の経費を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページにお戻りください。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 1,043 万 6,000 円の追加であります。

災害ごみの運搬、分別に対する国の補助金であり、補助率は 2 分の 1 であります。

次に、19 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目まちづくり基金繰入金 7,000 万円の追加であります。

札内川ゴルフ場が平成元年にオープンして以来、株式会社幕別町地域振興公社から、町に対して河川緑化推進を目的とした寄附があり、総額で約 7,800 万円に達しております。

町では、この寄附金を「まちづくり基金」の中の「河川緑化整備事業分」として積み立ててきましたが、これまでの間、町の河川緑化整備事業の財源として、その一部を活用してきた経緯があり、平成 27 年度末現在、7,067 万 2,000 円の残高となっております。

当ゴルフ場は、都市公園の一角として位置づけられており、このたびの当ゴルフ場に係る復旧工事は、まさに河川緑化整備事業に該当しますので、当該事業財源として、「まちづくり基金」から繰り入れるものであります。

次に、21 款諸収入、5 項 4 目雑入 7,143 万 7,000 円の追加であります。

町が、これまでの間、災害対策のために北海道市町村備荒資金組合に納付をしてきた納付金の中から、災害対応の資金として7,143万7,000円分を還付として受け取るものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小川議員。

○8番（小川純文） 災害復旧の関係の予算とあわせまして、いろんな点でご質問したいと思いますけれども。

まず、今回も補正に載っております扶助費の中の災害見舞金でありますけれども、ここで100万円という追加がなされております。これに関しては住宅の床上浸水にまつわる見舞金の関連だと思えますけれども、この件につきましても、当初の段階から被災された床上浸水等の被災された住宅に町長みずから出向いてお見舞いを申し上げたり、この見舞金を町長みずから手渡すということで、非常に被災された方も町長じきじきに本当にお越しいただいてありがたいことだというふうに声はいただいておりますけれども、ただ、ここで約10件分の追加補正をしなければならなくなった要因として、世帯分離の関係だと私は思いますが、ただ、この世帯に対しまして、被災件数と世帯という中でいけば、住民台帳から含めて一番こういうデータを持っているのは役場だと思います。それがなぜ、今まで見舞金だとか、こういう施策を打ってきたときに、こういう補正をしなければならぬ結果を生んだのか、これはやっぱり行政の中で対応するときの横の連携等々がきちっと機能していなかった結果が、住民のところに行って、いや、うちは2世帯なのですとお話しになった結果がここに出ているのではないかと。まず第1点、それについてのことをお答えいただきたいのと、また、災害関連につきまして、先ほどの行政報告も含めた中でちょっとお聞きしたいのが、今回の災害対応の中で、24日に町民説明会がございました。それについてのやっぱり町民の意見が、こういう要望が出されたということが、今回の報告の中では示されている点が少ないのではないかなというふうに感じますので、その点についてもお聞きしたいのと、続きまして開発への対応でありますけれども、24日に町民説明会がありまして、27日に開発の説明会がありました。この27日の開発の説明会は、秘密会とは言いませんけれども、被災を受けた関係者以外は入らないでくださいという、非常に限定をされた説明会でありました。ただ、そのときに、これは開発主催でそういう限定でやるということではあったのですけれども、町側がこの説明会については進行役を務めました。こういう関係で説明会を行うに関しては、町はやっぱり前に立つのではなくて、第三局的にこの説明会を受けるべきではなかったのではないかなと思うところでもありますけれども、それについてのお考えをいただきたいと思えます。

次に、前回の災害対策として、災害報告のときに、私は北電への対応というものを希望していたように記憶しておりますけれども、これは北電という大きな会社でありますので、被災を受けている床上浸水、いろいろなものが幕別町だけではございませんので、今回、十勝管内いろいろ被災を受けた町村と連携をして、北電に対応を、料金の繰り延べという方策は出ておりますけれども、減免というものは北電から一切示されておりませんので、被災者においては住宅の乾燥だとかそういうものに非常に電力を使っております。その点の減免処置についての対応を求めているかどうかというふうにお願いをしたわけですけれども、これの対応についても、その後どのような対応をされたかをお聞きしたいと思えます。

また、先般、新聞にも載っておりましたし、農業者にも説明された客土の問題でございます。客土につきましては、今回、ことしも幕別町で、農地に河川の河道掘削で出る土の有効利用ということで、継続的に客土が開催されておりますけれども、今年は泥炭土以外の粘性土、砂壤土につきましては、被災を受けた清水町、芽室町の農地復元事業に用いるということで、当町の本年度施工予定の部分につきましては、先般、土地改良課から文書を送って、ことしはできませんという旨を発送したように聞いておりますけれども、これにつきましても、農業者にしてみれば客土をするために輪作を整えてきた部分もございまして、客土が延びることによって輪作が狂うという問題もございまして、本当に、そういうところまで今後の対応策をちゃんと見据えてこの問題をされているのか、そこら辺についても

お伺いをいたします。

また、先ほど行政報告の中で、猿別川の対応で河畔林の伐採ということが書いてありましたけれども、これは台風対策でやられるのではなくてもう以前から決まっています、本年度2年目でこの部分はやるというふうに前段から決まっていたはずなので、台風の被害に向けた取り組みではなくて継続の事業だと、私はそのように聞いておりますし、樋門の関係でありますけれども、先ほどの報告の中では、樋門の全ての施設においてふぐあいはなく、適正に点検管理されていることが確認されたということでもありますけれども、樋門については適正に点検管理されているとは思いますが、「一部の施設では」というところの中で、堤防の幅員が狭くUターンできない、これも大きな問題でありますけれども、樋門自体が損傷というか永年経過により、例えばエンジン部分で樋門を動かす大き目の樋門につきましては、エンジンとかそういうものが絡んでおります。そういうエンジンがかからないという指摘も樋門の管理人から受けているはずなのですが、その辺の対応が書いていないと、これが一番重大なところではないかなと思いますので、その辺の関係がどうなっているのか、お答えをいただきたいと思います。

また、あわせて、農地対策でありますけれども、先ほども行政報告の中で、今回の台風で異常冠水を受けた場面においては、土地改良の施策の中で農用地排水改善対策事業のメニューで何とか対応していきたいというふうにございましたけれども、今回被災を受けた相川地区には明渠網が、いろいろな長年の経過の中で、整備がまだ至っているところが非常に少ない地域であります。ということは、暗渠をしたくても水を落とすところがないわけでありまして、そういう中でこの対策というのはありがたいことではありますけれども、台風の被災に対しては非常に有効的な手段なのかなと疑う面もございまして、この事業は今年度の1年間の気候によります湿害というものに対しては非常に有効な手段かなというふうに逆に考えますので、そこら辺もこれをともにやっている農業団体との膝を交えた詰めの中で、より一層充実した中身で取り組めるようお願いしたいのと、その経過についてをお聞かせ願いたいと。

いろいろこの農業対策、今回の台風10号で特に被害を受けた農地の問題というものもあろうかと思っておりますけれども、それについても随時検討しているということでもあります。各農協に言わせると、災害の後町は何をやるのだろうというお話もいろいろ聞いております。もう2カ月たったわけでありまして、まだその施策が見えてこないという状況であります。これ、冬期間は北海道、特に十勝は降雪があって、来年度に向けて休みの時期でありますし、非常に大きな被害がなかったと、冠水ですから土が流れたとかということがないというふうに、ここには書いてありますけれども、ここに生えていたものが3割程度でなくて全滅した作物も多々あります。だから、来年の営農の前に、ことしの営農が厳しいという状況もございまして、これも被害の一因であります。そこら辺ももう少し考えた取り組みというものがあるのかなのか。検討があるのかなのか、そこら辺についてお伺いをいたします。

そして、最後にトータルでありますけれども、先般の9月定例会のときに、多くの議員の皆さんのご理解をいただきながら、請願を出させていただきました。いろいろ対応策やなんかも、その都度とは言いませんけれども、報告をしていただきたいという付議もされているはずであります。9月20日に議会に今回の対応策ということで説明がありましたけれども、それ以降、今までもうかなりの日にちがたっております。今まで議員が集まる機会も多々あったと思っておりますけれども、なぜここまでまだいろいろな最終報告の経過報告ができなかったのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

以上、多々ありましたけれども、よろしくご答弁のほどをいただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 初めに見舞金の関係ですが、世帯分離についての横の連携がなく、把握できていなかったのではないかとこのところですが、ここに関しましては、お見舞金を出すという段階で世帯が分離している状況も確認いたしておりましたし、そういう配付をするということで考えておりました。ただ、こちらの住宅の調査の段階で、例えば被災してすぐの水のつかり方の状態を調

査に行った1回目の調査では、空き家だと思っていたうちが実は住民の方がお住まいになっている、こちらが事務所だと判定したうちが住家として認めなければいけないうちだったりとか、それから、こちらが当初、猿別と相川のみ、水がつかった場所がそこだということで調査に入ったのですけれども、そこよりも別な部分でも住家被害があったお宅があったりということで、確かに当初想定がちょっと甘かったのは否めないのですが、決して世帯分離がわからなかったためにその10件が追加されたということではないことをご理解ください。

それと、24日の町民説明会での要望がきちんとした形で示されていないのではないかという点ですが、実際その住民説明会の中では、住民の皆さんからは、実態をきちんと十分把握してほしいとか、私たちがきちんとその状態を見てほしいというところが一番だったと思います。もちろん被害が水門にかかわるものだったという意見も随分出ましたけれども、そこに関しましては、町としてきちんとした形で開発にも町の態度をしっかりと住民とともにそこを求めていくというふうにお伝えしているところだと思います。今回、町民説明会の報告書について皆様にもどのような形で示さなければいけなかったかというところでは、ちょっと考えが及んでおりません、示されていないことについてはおわび申し上げます。

それと、北電の対応です。北電の対応につきましては、議員からご指摘のあったときに、すぐ北電のほうと連絡をとりまして、その前段にも何度かお客様対応係等との連絡はとらせていただいておりますが、回答としては、北電としては個々の対応については考えていないという段階で、理事者とも相談いたしまして、理事者のほうが同じ被災のあった町村との連携について、町村会等々で検討していくという形で進めていただいております。

私のほうからは以上です。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（田井啓一） 私のほうから、まず、十勝川等の河川整備に係る発生土の客土の関係について、お答えをさせていただきたいと思っております。

このたびの一連の台風被害、強雨に伴いまして日高山脈付近の降水が多かったということがありまして、急激に河川の水位が上昇し、特に清水町、芽室町、帯広市において、農地が流出するなど甚大な被害が生じているところでございます。このため、先日、十勝総合振興局並びに北海道開発局の職員が来庁されまして、管内の流出した農地の災害復旧には大量の土砂が必要になるということで、今回、十勝川等河川整備事業にかかわる町村であります幕別町、池田町、豊頃町に対しまして、その発生土を分けていただきたいというような協力要請をいただいたところでございます。

本町といたしましては、この発生土の土質につきましては、泥炭、粘性土、砂質土と3種類に分かれております。泥炭につきましては盛り土材としては非常に不適な土質でありますので、その部分と、あと本町、小規模ではありますが、表土流出の起こっている部分もでございます。その災害復旧の分あるいは札内川の河川緑地にかかわる復旧の分の土量を確保した、それ以外の土につきまして分けてあげるといったような形で回答したところでございます。

続きまして、農地対策の関係でございます。確かに議員おっしゃられますとおり、相川、猿別地区におきましては、明渠の整備がされていないということで、流末の確保が非常に難しい地区でございます。その関係で、実は幕別農協と協議をさせていただいているところでございますが、縦穴暗渠、流末の確保といいますか、地形の起伏がありましてどうしても水がたまってしまうところについては、明渠がない、暗渠しても流末がないということがございまして、縦穴暗渠はどうだろうかということでの、今、協議を進めているところでございます。そのことに対して、町の助成制度を設けてはどうかということで、今現在、協議中でございます。

また、農業者に対する支援策全般についてでございますけれども、現在、国のほうの支援策として大枠が示されており、そうした中で、国から現在示されております被災農業者向け経営体育成支援事業につきましては、要綱が近日示されたところでございまして、その取りまとめを現在行っているところでございます。その他の国の支援事業については、まだ大枠が示されたのみで、実施要綱等、ま

だ示されておりません。それらの要綱が示され次第、関係農協と協議の上、町として上積みができるのか、あるいはそういった制度の枠というか、すき間を埋める町としての施策が何かできることがあるのかということの検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） それでは、私のほうから、まず開発建設部で行った説明会の関係でございます。

小川議員ご質問にありましたとおり、説明会につきましては当日非公開で町のほうで進行を務めさせていただきましたが、今後予定されております第2回の説明会以降につきましては、まず帯広開発建設部の名前でご案内をしてほしいということと、それから説明会については公開で行うこと、それから進行については帯広開発建設部で進めていただくということで、現在、建設部のほうには申し上げておまして、そういう方向で開催していただけるものというふうに考えております。

続きまして、帯広開発建設部が管理をいたします猿別川の区間の雑木の伐採については、ご質問でご指摘いただいたとおり、JR 根室線から止若橋の区間につきましては、28年度の事業として当初から町もお聞きしておりました。今回、あわせて雑木の伐採につきましては、時期的に前倒しをしてやっていただいております。それとあわせて、8月31日の後、早急に猿別水門の出口の土砂の堆積については、水面から上の部分だけをまずとっていただきました。これにつきましては、サケの遡上期と河川を工事する時期が重なるものでございますので、水面から上につきましては開発建設部で工事が行われたのですが、水面、河川の水位から下につきましては、遡上期が終わってからの工事となるということでございますので、12月に入ってからの工事になると思います。今回も、河川の伐採とあわせて床下げについてやっていただけるというふうに聞いておりますが、もともと猿別川の床下げにつきましては、十勝川の本川の河道掘削、これとあわせて事業を進めるというふうにお聞きしておりますが、まだ猿別川の部分まで十勝川の河道掘削は至っておりませんが、猿別川につきましては JR 線から下流側の部分について、区間についてまだはっきりとしたお答えはいただいておりますが、できる範囲内で、また、今後、自然保護団体との調整等も残っているようでございますけれども、平成28年度中におきましてもできる限り進めたいというふうに伺っているところでございます。

それから、幕別町内にあります107カ所の樋門、樋管につきましては、エンジン付きの樋門、樋管についてもあります。報告の中ではエンジンがかからなかったという報告もいただいているところでございますが、その後の点検の中では、一部交換したほうが良いような部品なども発見されておりますが、点検したときにはとりあえずかかったようなことでございますけれども、いずれにいたしましても、日常の点検の方法ですとか、それから点検技術、操作技術の改善に向けて、町長の答弁にもありましたように、継続的な講習なども行いながら操作技術、点検技術の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 災害にかかわります請願にかかわってということになりましようか、報告が全体的に今回おくれたということについてでございますけれども、9月20日に全員協で住民に対する対応等についてのご説明を申し上げた後、1カ月半ほどにわたって報告をしていなかったということでございまして、取りまとめ等に時間を要したということもございまして、それらにつきましては、町の対応として不十分であったというふうに思っておりますので、その辺についてはおおびを申し上げたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） いろいろのご説明をいただきましたけれども、まず1点目、ちょっと訂正をしておかなければならないのは、客土の関係、今、ゴルフ場にも行くと、これはうちの町のゴルフ場でございますけれども、そこにも土が来ると、先般、新聞にも書いてあったと思います。これを見た農業者というのは、ゴルフ場に土が行って俺のところには来ないのかというふうに一般的に考えます。

ですから、これにつきましては、私もある程度聞いている中では、客土の掘削の土とは違う、また別段での土砂がゴルフ場の復旧に関しては来るというふうに聞いておりますので、そこら辺も説明をきちんとしていただかないと、農業者も誤解を招くようになる。同じ幕別町に来ていて、ゴルフ場は先に行って農業者は後かと、こういうこともやっぱりちゃんと説明していくのが、こういう災害対応の説明責任だと思いますので、まずこの点は早急に大至急やっていただかないと農業者の誤解を招くので、せっかくゴルフ場が今復活しようとして先ほど決まったばかりですので、その足をくじかないように対応していただきたいと思います。

また、先ほど説明がありました見舞金の関係でありますけれども、ほかの地域、違う地域でも床上浸水があったのは、私も認識をしております。それはわかりますけれども、そういう面においても、連携がちゃんととれていなかったということは、これは事実でありますので、細かい点で言うわけではありませんけれども、やっぱりそういうものをきちっと積み上げて対応していただかないと今回のように漏れが出てくるのではないかなというふうに思います。

また、北電への対応は町村会等々でありますので、これも含めて後で町長さんのほうにお答えをいただきたいと思いますし、本当に農地対策、これからもう冬であります。本来に来年の春にいけるかという中で、やっぱり農業者がもう少し安心して農業できる、極端に言えば、水害であれば、先ほど建設部長が猿別川の床下げは要望しているという話でございますけれども、これもやっぱりもう水害が起きないように、何せかんせ猿別川の河床の土砂を撤去してもらって、河床を下げてください、少々的大雨が来たって、もうあんな水量になることはないのだと、流下能力がやっぱり確保されたのだという対策は何においても、これはほかの町村の土砂が流出して、土砂を持って行って復元するのと同じだと思います。この点については本当に強く開発に要望していただきまして、今さら要望している関係ではなくて、これはもう何年も前から要望していることでもありますので、今回の水害とあわせて最重点項目として取り組んでいただかなければ、やっぱり今後に向けての農業者の安心、ここで農業をやっているもう水がつくことがないのだという、安心に向けた対策を講じていただかなければならないのではないかなというふうに思います。

また、縦穴暗渠は、余り相川では地下の水位が高いものですから、余り有効ではないと思うので、その辺も農協とよく詰めてやっていただければありがたいと思います。

そんなものも含めまして、今回の災害対応を含めて町長のトータルのなお考えと、やはり今回、町長の言っているスピード感という言葉に対しては、非常にスピードが遅かったのではないかなと、途中でギアが欠けたのかなと思う時点もありましたけれども、これから、今後このようにスピード感を再構築するために町長のお考えをいただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） たくさんの項目につきまして、ご指摘、ご提言をいただきましたこと、まずもって感謝申し上げたいというふうに思います。

我々も確かにいろんな反省をしながら、なかなか先がしっかり見えない中で取り組みを進めてきたところはありますので、やはり住民の方にとってご不便をおかけした、あるいはスムーズに対応ができなかった部分については、この後、災害対策本部の中で、今、問題点について洗い出しをしておりますので、しっかり総括をして次回に、次回災害があってはまずいですが、もし災害があればしっかり対応していくようにしてまいりたいというふうに思います。

北電の関係、ご指摘ありました。十勝管内も何町村かといっても、そんなにはないのですけれども、停電があったわけでありまして、町村会の集まりの中でも話題提供してみたのですが、個々の被害の状況がなかなか違って、十勝町村会として対応していくということについてはちょっと難しいだろうというようなことがあります、そのままになっているところもあります。

いずれにしても、災害対応につきましては、しっかりとこれを踏まえて、住民の方にご不便をおかけしないようにやっていきたいというふうに思いますし、報告する機会がやはり2カ月ほどあいてしまった、8月31日の災害からもう2カ月が経過している中で、なかなか私たちの災害対応に対するメ

ッセージを發することができなかつたことについては、ちょっと時期を逃して適切な情報提供ができなかつたことにつきましては反省をしておりますので、ただ、そういった中で、本当に必要としている支援の内容が住民にとっては明らかでなくて、実は他の余り、必要性に欠けるとは言いませんけれども、それほど深刻でない部分が表に出ていって、非常に反感を持っているということもお聞きしておりますので、やはり重要なことについては、しっかりとその都度報告をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） もう長々と言う気はございませんけれども、やはり執行者と議会と、こういう災害のときには、いつも言われる両輪になって、私らも皆さん、各地域、いろんな住民との中で、やっぱりこういうところも考えてほしいといういろんな情報も皆さん持っていると思います。それをやっぱり行政の執行者側と、こういう議会、また議会の中でのいろんな手法の中でぶつけ合うことが、それに対応するための原動力となり、即戦力となっていく可能性も非常に大きいと思います。その点については、今回を糧にして、今後はやっぱりそういう面も、今、町長がメッセージと言ったけれども、メッセージではないと思うのです。施策なのです。ですから、本当に、お互いにこういうときには相談をし合って、何が最善かというものに手を携えて進めていくような気持ちを持っていただきたいということを切に、これはもう要望という段階ではないと思いますけれども、それをご理解いただいた上で進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

千葉議員。

○16番（千葉幹雄） 札内川のゴルフ場にかかわって、若干質疑をさせていただきたいと思います。

今般の町長の行政報告で、かなり詳しく述べられております。こういったことを数制的なことも含めて我々ももうちょっと早く知っていれば、町民の皆さんにきちっと説明ができたのにと、そんな気持ちがして残念だというふうに思っていますけれども、それで、町長の行政報告と重複する場面がたくさんあるかと思っておりますけれども、お許しをいただいて、若干やりとりをさせていただきたいと思っております。

当ゴルフ場については、今さら私が申し上げるまでもないことでありますけれども、30年近くにわたって営業をされてきました。その間、多い年、少ない年もありますから、一概にはあれですけれども、恐らく百数十万人の利用者がいたのだらうというふうに思っているところであります。それで、経済的な効果、これは会社があることによって雇用の創出が生まれたり、あるいはまた、売り上げがあつて利益が出て、町に対するいろいろな貢献もしてきたということは事実であらうかと思っております。それで、ここに書いてありますとおり、開場以来、ゴルフ場利用税の交付金、あるいはまた、都市公園としての位置づけによりますところの地方交付税の増加分4億6,000万円、そしてまた、緑化基金が7,800万円、これは1人プレーするごとによって100円積み立てをしてきたということでもあります。合計で7億7,000万円ぐらいの町財政に対しての効果があつたということでもあります。私は、本当に、30年近い年月でありますけれども、大きなゴルフ場としての貢献があつたのだなというふうに思っております。そういった意味で賛成する立場でありますけれども、ただ、町民の中にはさまざまな意見があることも事実であります。そうしたことを踏まえて、私は、行政はやはり町民に丁寧に説明していく責任があるのだらうというふうに思っています。そこで、若干そういったことも含めて、おさらいになるかもしれませんが、やりとりをさせていただきたいと思っております。

まず、今台風の直接的な被害、これはゴルフ場だけですけども、ゴルフ場、練習場、それから建物もありました。それから、機械もあります。そういったものの合計の被害額がどのぐらいになるのか。そしてまた、さらには、来年の秋以降の開場ということでもありますから、当然、その間の会社で負担しなければならないもの、これ債務負担行為で4,000万円出ておりますけれども、そのほかにはどうなのかということでもあります。そういったものをお聞かせいただきたいと思っております。

そしてまた、今回、1億3,000万円限度にということでありまして、増資をするということでもあります。これ、もともと8,000万円でスタートしまして、倍の1億6,000万円になり、町が2,000万円から4,000万円、4分の1出資をするということですから、その後、町民の方で売りたいということも、これありで、限りなく過半数に近づくまで町として安定株主のために買い増しをしてきた経過があるわけでありまして、今現在、先ほど説明でわかりました。7,700万円程度ということでありまして、合わせますと1億3,000万円増資しますと、2億7,000万円の株を町は持つということでもあります。そして、総額が3億1,000万円ですから、これざっと計算しますと、66%か67%ぐらい町が安定株主としての株主になるということになりますけれども、今後、今まで毎年200万円ないし300万円ぐらいでありますけれども、株を買い足してきたわけでありまして、当然66%、67%の株を持つということになれば、それ以上買う必要性はないのかなというふうな気はしますけれども、これら来年以降に向けての考え方を聞かせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） まず、1点目の直接的な被害の状況ということでもあります。

これ、ゴルフ場につきましては、金額にして約1億4,600万円程度の被害であります。それと練習場につきましては1,400万円程度。それと、もろもろの施設がありますが、その施設につきましては約4,000万円程度の被害額ということで、合計約2億円程度の被害があったと思っております。それに対して、復旧工事、そういうものをやっつけなければならぬということで、それに要する経費は約1億3,300万円程度というふうに現在見込んでおります。もし、このまま復旧工事がうまく進んだ場合、来年の秋口からオープンということで考えております。ゴルフ場の経営全体を考えたときに、来年もし仮にオープンできたとしても、大体11月から12月上旬ぐらいまで。また、1月から3月にかけてはゴルフ場はクローズするわけですから、会社といたしましては、その次の年の3月までの営業で考えていかなければならないと、そういうふうに思っております。

10月末現在におきまして、会社としては約3,300万円ほどの現金を持っております。それで、債務負担行為の中でもご説明いたしましたように、あと、さらに4,000万円ほどの資金があれば、再来年の3月までの会社の管理運営経費については賄えると、そのような計算をしているところであります。

具体的に、会社自体としてどのような経費が必要になるのか、これにつきましては、社員の人件費、それと通常の光熱水費などの物件費、そういうものが考えられます。また、いろいろなカートとか、そういう機械類の備品もありますので、それらの損耗、そういうものについても点検をしたり修理したり、そういうような経費がかかりますので、そういうものを全て勘案した上で収支計画を立てて、提案させていただいたような内容で、ゴルフ場は経費としては必要だということでお聞きしているところであります。

出資比率の問題でありますけれども、現在、町では出資比率は48.1%ということになっております。出資のあり方につきましては、災害復旧に約1億3,000万円必要なので、会社としては1億3,000万円の増資をしたいという意向でありますから、これは、もし仮に町が出資に応じるとした場合は、1億3,000万円を上限としたいということでもあります。1億3,000万円を増資した場合につきましては、町の持ち株は2,070株になる予定です。トータルでは2,900株になることとなりますので、比率としては71.4%になろうかなと思っております。

毎年、町に当初予算で約100万円程度計上させていただいて、そして、この株を町が毎年一定程度買っているということでもありますけれども、この理由につきましては、個人の株主の方がどうしても手放さなければならない事情が発生したときに、その株を町外に流出することを防ぐというような理由で、町のほうでそれを引き受けているというような状況です。それと、千葉議員がおっしゃったように、ゴルフ場としての安定経営を図るために、大株主である町が一定程度その株を引き受けて経営についてはやっていきたいと、そのような趣旨で取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） あと、今後の株のことを答弁漏れしておりました。大変申しわけありません。

今後につきましても、これは状況をよく見て、今現在、会社はこういう厳しい状況にありますので、個人の株主の皆さん、そして大口の株主の皆さん、これは皆さん、ぜひ地域振興という視点から、現在の株はそのまま手放さないで支援をしていただきたい、そういうふうに思っております。

それと、先ほど前段申し上げましたように、どうしてもやむなく株を手放さなければならない、そういう事情の方につきましては、これは取締役会の中で、その案件についてはどうするかということは決議することになりますので、その中で慎重に考えていきたい、そのようには思っておりますが、基本的には、繰り返しになりますけれども、札内川ゴルフ場を安定的にやれるように、ぜひとも現在の株主の皆さん方にはこの株を持ち続けていただきたい、そのような思いでおります。

○議長（芳滝 仁） 千葉議員。

○16番（千葉幹雄） なぜ、その全体の数字というか、そのうち増資が何ぼ、会社が何ぼ、借入れが何ぼと聞いたというのは、やはり町民の中で聞いていますと、何でも町におんぶにだっことは言いませんけれども、町に頼り切っているのではないかという声もないわけではありませんので、町は町の役割、会社は会社の役割、それはきちっとしていないと、誤解を受けると、これはうまくないと思うのです。それで聞いたわけでありますけれども、当然、会社も借入れをする、債務負担行為はしますけれども、借入れをして内部留保している金も使うということで、そこはそれなりの、それぞれの役割を果たしていくということで、それはそれで結構だと思います。

それと、増資の関係ですけれども、町が1億3,000万円を限度にということですが、私はこの際、やはり本当に愛好者の中には、あのゴルフ場がなくなったら、将来というか、老後どうしたらいいだろうと言っている人もおりますので、そういう人たちに1口でも2口でも増資してもらえよう一般公募を僕はすべきだと思います。どのぐらいになるかわかりませんが、10でも20でもなれば、それは町の出資が減るかもしれませんが、借入れが減るかもしれませんが、あわせて町が増資すると同時に一般公募もして、何口集まるかわかりませんが、やるべきだということを提言したいというふうに思います。

それと、町が買っている株の話ですけれども、町外に株を流さないようにというような発言が今ありましたけれども、これは私も知らなかったのですけれども、いつからかわかりませんが、これは帯広というか、要するに町外ですよ。町外の方も持っていますよね。そうですね。だとしたら、そういうことは理由にならないわけですから。ですから、それは町外に流さないという大前提があるのであれば、それはそれでまたあれでしょうけれども、実際、今、町外の株主の方がいるわけですから、今これから例えばゴルフをやらなくなったからとか、いろいろ理由があって返したいということがあったとしても、それはやっぱり一種の民間活力というか、それはそのときの株を増資したときに買ってくれたわけですから、それは町があえて町として買いますよと、どんどん買いますよということには、私はすべきではないだろうというふうに思っております。それは親子で譲渡したり、誰かに第三者に譲渡したりすればいいことですから。ですから、そこは、これ以上町の税金を持ち出ししないようなことを考えていくべきだということでもあります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 町が予算を盛って一般株を買うということにつきましては、今、千葉議員言われたように、ほかの方で、例えば親族の方がその譲渡を受ける、そういうような場合につきましては、取締役会の中で十分それが妥当であれば承認するという形をやっておりますし、どうしても手放さなければならない方につきましては、その事情に鑑みまして町でも買っているということで、もちろん一般の人で買う場合もあり得るということで、そういう状況でありますから、その考え方につきましては、町としても会社に対して十分その点は申ししていきたいなど、そのようには思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

中橋議員。

○12番（中橋友子） 私も、ゴルフ場の関係について質問をさせていただきます。

内容的には、前段の小川議員、そして千葉議員の発言に関連するというふうに押さえていただければと思いますが、まず、今お話がありましたように、このゴルフ場に1億3,000万円を増資するということに関しましては、町民の中にさまざまな意見があります。それは、今ありましたけれども、十分な内容が知らされていない、これまでの28年間のゴルフ場の果たしてきた役割なども本当に知らされていない、そういう中で、台風の状況についても、この2カ月間ほとんど説明がなかったわけですから、台風の甚大な被害に対する農業であるとか、生活であるとか、そういったところの支援がどうなっているのかというのが見えない中で、マスコミ等の報道をされたということもありますが、ゴルフ場の再開だけが大きくクローズアップされると、本来言えば、甚大な台風なのだから、なりわい、農業であるとか事業であるとか、そして生活であるとか、こういったところが優先されるのではないかとこのように思いまして、ゴルフ場も本当にたくさんの貢献はしているのですが、そういったことから比べると急ぐべき課題ではないのではないのかという声がたくさんありました。今、行政執行方針の中できちっとご説明いただきましたので、こういったことは本当に早く知りたかったなというふうに思います。

それで、その上で何点かまだ疑問が残ることがあります。その一つは、これだけ貢献されてきたゴルフ場でありますから、今1億3,000万円の増資をして、そして次に営業が再開されるようにというこの提案ですが、今回の台風の被害、帯広は閉鎖されましたね。そこに、確かに業績の問題もありましたけれども、もう一つは、こういった大災害が連続して起きる危険性というのも、温暖化現象等によって心配されております。ことし1億3,000万円投資して立派に再生されたのだけれども、また大きな台風が来てしまって同じような被害を受ける可能性はないとは言えません。そういう場合に、町としてどう考えるのか、いわゆる出資をし続けるのかどうかということでもあります。

二つ目、今もありましたけれども、町の役割、それから会社としての役割という点では、内容も説明をいただきましたので、大変苦しい経営の中で頑張っておられるということは押さえました。ただ、それだけ年間3万数千人の利用があって、健康も含めてたくさんの貢献をされてきたという施設でありますから、利用者の力もかりるといことは大事だと思うのです。そこで、今そういう方に増資を呼びかけてはということもありまして、私も同感です。今回、こういった、町が積み増しをするということではありますが、一方の株主の皆さん、利用者の皆さん、株主の方たちの増資というのは、実際に今回この復帰をしていく上でそういった増資があったのかなかったのか、あったとすればどのぐらいあるのか。

それと、もう一つは、緑化基金のことなのですが、この緑化基金は1回に100円いただくということで、7,700万円が積み上がってきたということでもありますね。この形は今後も継続されるのかどうか、100円という金額の根拠なのですが、負担ない範囲なのだろうとは思いますが、将来的なことを考えて、この辺の協力も拡大するというような、そんなことも検討されているのかどうか、必要なのではないかと私は思うのですけれども、その3点について伺います。

○議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） まず、1点目の件なのですが、これ災害というのは非常にリスクとしてこれからは十分考えていかなければならない問題だと思っております。どのような災害があるか、その災害によって果たして復旧にどれぐらい経費がかかるのかというものは、その災害によってこれは判断していかなければならない。会社として、自分の会社の中の経営の中でやっていけるのかどうか、そしてまた、それでは難しくてやはり町とかほかの人の支援を受けなければならないのか、それは災害の状況によって変わってくると思います。ですから、そのときそのときに応じて、まず会社が果たして再開できるのかどうかの判断をし、そして町の支援を求めるかどうか、それも含めて会社がまず

考えることだと思っております。その会社から町に協議があった場合は、町は町として考えなければならぬ、そういうふうには思っておりますが、仮に今回のように大きな、これほどの大規模な災害があった場合は、これは町の支援は難しいかなと、そういう思いでいます。

続きまして、2点目ですけれども、民間の方が株を取得するというのも考えてはということですが、これは千葉議員もおっしゃっていた点と全く一致するわけで、これにつきましては、町としては会社に対してその道も考えてほしいと、そういうことは申し上げたいと思っております。

続きまして、100円の寄附につきましては、これはプレー代がありまして、その中に含まれていると考えております。会社としては、ずっと営業成績がよかったので、一人頭100円というものを基準として寄附をしていただいたと、そういう経緯があります。ここ近年、単年では赤字の年もありましたので、そういうときには寄附はされていないというのが現状であります。ですから、今後もし仮にゴルフ場が再開したとして、当面は非常に厳しい運営状況が続くと思っておりますので、町としては、会社からの寄附金は期待するのは非常に難しいな、そのように思っております。その分を果たして料金に値上げできるのかどうか、これはパブリックというゴルフ場の性格からしてなかなか難しいかな、せっかく低料金の中で皆さんにご利用いただいているという、そういう趣旨を踏まえまして、料金のあり方については会社の中でやっぱり十分考えていただきたい、そのような思いであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 基本的な姿勢はわかりました。

それで、温暖化現象が続く中で、台風道、出発点もだんだんずれてきているということから、北海道に台風が上陸する危険性というのが今後強まっているというのが、多くの研究者の方たちの、この間の台風を受けての情報としてあります。ですから、この同じような規模の場合には難しいというお答えでありましたけれども、いずれにしても、企業でありますから、どんな状況においても営業が続けられる体力づくりというのが大事なのだと思うのです。そうしますと、その中の半分以上が幕別町の出資でありますから、町も応援するというのは、これはそういった仕組みからいって当然のことだとは思いますが、業績が悪い中で内部留保をなささいというのも、これは無理な話ですから、その辺はなかなか難しいのだろうとは思いますが、しかし体力をつけていく、つまりいろんな意味で基金をつくっていくというのが、今回もこの7,000万円がなかったら、ではどうだったのだろうというふうに思うわけです。そういった意味で、健全経営も含めて努力を求めたいと思っております。

最後の最後ですが、利用者そのものは幕別町民だけではないと思っております。それで、そういった利用の実績、町内、町外などという数字も示していただき、質問を終わりたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 札内川ゴルフ場につきましては、平成27年度は約3万2,000人の利用実績でありました。今、議員がおっしゃっていた町内と町外の人につきましては、大変恐縮ですけれども、その数字は持ち合わせておりません。ただ、私が今持ち合わせているのは、その3万2,000人のうち、65歳以上の高齢者が約半分ぐらいいらっしゃる、そのようなことは押さえているということでありました。

以上です。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって、平成 28 年第 2 回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

12 : 02 閉会